指定居宅介護支援事業所における

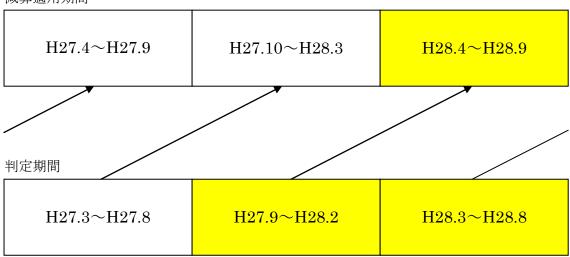
特定事業所集中減算の要件改定について

○ 平成27年度介護報酬改定に伴い、平成27年9月サービス提供分から指定居宅介護 支援事業所の特定事業所集中減算についての要件が改定。

(平成27年8月19日付 高第414号で各指定居宅介護支援事業所宛に通知済み)

特定事業所集中減算の判定期間と適用期間(イメージ)

減算適用期間



※色つき部分…新要件適用範囲

☆主な改定内容

1、判定対象サービスの変更

従来 …3サービス (訪問介護、通所介護、福祉用具貸与)

改定後…以下の17サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与 特定施設入居者生活介護(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※)、認知症対応型共同生活介護(※)、 地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(※)

(※) …利用期間を定めて行うものに限る。

2、判定割合の変更

従来 …90%を超えた場合 改定後…<u>80%</u>を超えた場合

3、紹介率が80%を超えた場合の正当な理由の変更(一部)

番号	
1	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が、各サービスごとで見た場合に5事業所未満である場合
2	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
3	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
4	対象サービスを位置づけた1月当たりの平均居宅サービス計画数が10件以下である場合
	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の 事業者に集中していると認められる場合
5	(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したいという旨の理由書の提出を受け、地域ケア会議などの事例検討会に当該利用者の居宅サービス計画等を提出し、支援内容についての意見・助言等を受けているものを除くと80%以下になる場合。
6	サービス種類ごとにみた場合に、対象となるサービス事業所が、利用者の居住地のある(旧)市町村単位で2法人以下であり、当該法人を位置づけている居宅サービス計画を除くと80%以下になる場合
	その他、第三者に対し説明可能な地域的事情も含めた特殊事情がある場合は、ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

○番号1~3、及び6について

・要件は従来のとおり

(6については、<u>判定の基準となる割合のみ変更(現行:90%→9月以降:80%)</u>する)。

○番号1及び6 みなし指定があるサービスの事業所数の取扱いについて

- ・制度改正に伴い、集中減算の判定対象サービスに保険医療機関に係るみなし指定のある「訪問看護」「訪問リハ」「通所リハ」の3事業が加わる。
- ・みなし指定のあるサービスを提供している事業所数などについては、別途取扱いを周 知する。

○番号4 <u>「対象サービスを位置づけた 1 月当たりの平均居宅サービス計画数</u>が 10 件以下である場合」について

・国の新基準で新たに規定されたため、新基準に合わせて件数を変更(従来:5 件→ 改定後:10 件)する。

○番号 5 <u>「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合など</u> により特定の事業者に集中していると認められる場合」について

「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したいという旨の理由書 (※1)の提出を受け、地域ケア会議などの事例検討会(※2)に当該利用者の居宅 サービス計画等を提出し、支援内容についての意見・助言等(※3)を受けているも のを除くと80%以下になる場合」

※1 理由書

- ・様式は特に定めないが、利用者にとって、<u>選択した事業所のサービスの質が高</u>いことの理由は必ず記載する。
- ・理由書については、本人の意思を確認するために、<u>利用者(または家族)の署</u> 名または記名押印が必要。
- ・確定した計画に位置付けられたサービスについて理由書を揃える必要があるため、理由書の日付はケアプランの同意日の近日でなくても差し支えない。例えば、計画が確定した9~11月の居宅サービス計画等について、12月に地域包括支援センターが主催する事例検討会等に提出する際、12月の日付の理由書であっても構わない。

※2 地域ケア会議などの事例検討会

- ・地域包括支援センターが主催する事例検討会等とし、名称は問わない。
- ・居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を提出するのは、原則として利用者の

居住地を管轄する地域包括支援センターとする。

・県内の事業者で、他県の利用者の居宅サービス計画についての理由書を利用者 の居住地を管轄する地域包括支援センターへ提出する際は、その地域包括支援 センターが属する県の判定方法によるものとする。

※3 意見、助言等

- ・居宅サービス計画の適・不適までは求めない。
- ・意見、助言等がない場合でも、「意見、助言無し」という記録を残す(事例検討 会で検討したということが判別できるようにする)。

<留意事項>

岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例第 16条第2項第1号において、「(居宅サービス計画の)作成の開始に当たっては、利 用者によるサービスの選択に資するよう、<u>当該地域における指定居宅サービス事業所</u> 等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提 供すること」とされている点に充分にご留意いただきますようお願いいたします。

参考様式、内容についての県からのお知らせなどは、下記の県ホームページに掲載しています。

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/syutyu-gensan3.html

県庁ホームページ → 子ども・医療・福祉 → 高齢者 → 介護保険 ---

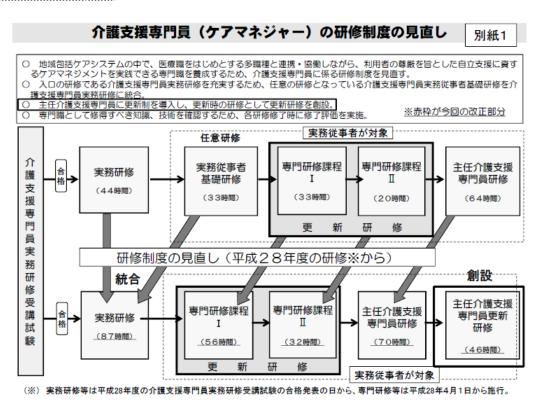
→ 介護保険指定事業者の皆様へ → 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算

介護支援専門員 研修カリキュラムの改正について

§ 改正の背景 §

「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会におけ る議論の中間的な整理(平成25年1月7日)」及び、「介護保険制度の見直しに関する意 見(平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会)」での提言を基に、平成 28 年 度以降、順次カリキュラムが改正される。

§ 改正概要 §



- (注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。
- ※平成27年2月12日 介護保険最新情報Vol.419より
 - ○各研修のカリキュラム見直しに伴い、研修の時間数が増加
 - 〇主任介護支援専門員更新研修が創設

1、実務研修

<主な改正点>

- ・現カリキュラムの「実務従事者基礎研修」と統合し、研修内容が充実化する。
- ・国が重視する「地域包括ケアシステム」、「医療との連携」、「多職種協働」の分野に ついての科目が新たに加わる。
- ・いくつかの症例ごとに事例検討を行う科目が増えるなど、演習科目が拡充される。
- ケアマネジメントの一連の作業を体験する実習科目が新設される。

2、専門研修(専門 I 課程)

<主な改正点>

- ・国が重視する「地域包括ケアシステム」、「医療との連携」、「多職種協働」の分野に ついての科目が新たに加わる。
- ・現カリキュラムでは講義科目が中心だが、新カリキュラムではより実践的な研修と なるよう、類型ごとの事例検討についての演習科目が中心になる。

3、専門研修(専門Ⅱ課程)

<主な改正点>

・現カリキュラムでは「居宅介護支援」または「施設介護支援」の選択制だったが、 新カリキュラムではより実践的な研修となるよう、類型ごとの事例検討についての 演習科目が中心になる。

4、主任介護支援専門員研修

<主な改正点>

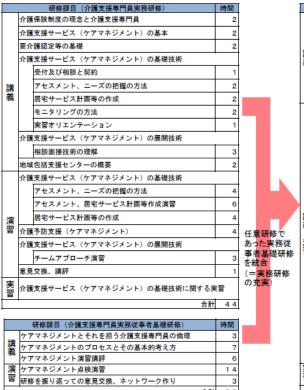
- ・国が重視する「医療との連携」、「多職種協働」についての科目が加わる。
- ・主任介護支援専門員更新研修が創設され、5年ごとの更新制が導入される。

5、主任介護支援専門員更新研修(平成 28 年度より新設)

- ・主任介護支援専門員の更なる資質向上を目的に、平成28年度から新設される。
- ・類型ごとの事例検討科目が中心となる。
 - ※主任介護支援専門員更新研修の修了者は、更新研修を受講したものと見なされる。

実務研修 改正概要

現カリキュラム (H27 年度まで)



合計 33

新カリキュラム (H28年度から)

	研修課目(新・介護支援専門員実務研修)	時間
	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解 (新)	2
	地域包括ケアシステム及び社会資源(新)	3
講義	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義 (新)	3
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理(新)	2
	ケアマネジメントのプロセス (新)	2
L	実習オリエンテーション	1
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意(新)	2
	介護支援専門員に求められるマネジメント (チームマネジメント) (新)	2
	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
	受付及び相談並びに契約	1
	アセスメント及びニーズの把握の方法	6
	居宅サービス計画等の作成	4
講	サービス担当者会議の意義及び進め方(新)	4
義	モニタリング及び評価	4
油	実習振り返り	3
演習	ケアマネジメントの展開(新)	
	基礎理解	3
	脳血管疾患に関する事例	5
	認知症に関する事例	5
	筋骨格系疾患と廃用症候群に関する事例	5
	内臓の機能不全 (糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸 器疾患、腎臓病、肝臓病等) に関する事例	5
	看取りに関する事例	5
	アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習(新)	5
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2
実習	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	
	I .	

専門研修 I 課程 改正概要

現カリキュラム (H27年度まで)

	研修課目 (専門研修 I)		
	介護保険制度論	2	
	対人個別援助	2	
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	- 1	
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3	
	保健医療福祉の基礎理解「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	4	
	保健医療福祉の基礎理解「社会資源活用」	3	
	保健医療福祉の基礎理解「人格の尊重及び権利擁護」 ※	2	
講	保健医療福祉の基礎理解「リハビリテーション」 ※	3	
義	保健医療福祉の基礎理解「認知症高齢者・精神疾患」 ※	3	
	サービスの活用と連携「訪問介護・訪問入浴介護」 ※	3	
	サービスの活用と連携「訪問看護・訪問リハビリテーション」 ※	3	
	サービスの活用と連携「居宅療養管理指導」 ※	3	
	サービスの活用と連携「通所介護・通所リハビリテーション」 ※	3	
	サービスの活用と連携「短期入所・介護保険施設」 ※	3	
	サービスの活用と連携「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・ 特定施設入居者生活介護」 ※	3	
	サービスの活用と連携「福祉用具・住宅改修」 ※	3	
演習	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)	9	
	※3課目を選択して受講 合計	33	

新カリキュラム (H28年度から)

		研修課目(専門研修 I)	時間
	介護	保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	対人	個別援助技術及び地域援助技術	3
講義	ケア	マネジメントの実践における倫理	2
製	ケア (新	マネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践)	4
	個人	での学習及び介護支援専門員相互間の学習(新)	2
	ケア	マネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	1 2
	ケア	マネジメントの演習(新)	
		リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
		看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
講義		認知症に関する事例	4
•		入退院時等における医療との連携に関する事例	4
演習		家族への支援の視点が必要な事例	4
-		社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
		状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設 サービス等)の活用に関する事例	4
	研修 (新	全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り)	2
		合計	5 6

専門研修Ⅱ課程 改正概要

現カリキュラム (H27 年度まで)

	研修課目(専門研修Ⅱ)	時間
趭	介護支援專門員特別講義	2
	介護支援専門員の課題	3
講義	「居宅介護支援」事例研究 ※1	6
	「施設介護支援」事例研究 ※2	6
	サービス担当者会議演習	3
演習	「居宅介護支援」演習 ※1	6
-	「施設介護支援」演習 ※2	6
	※1か※2を選択して受講 合計	20

新カリキュラム(H28年度から)

	研修課目(専門研修Ⅱ)	時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	4
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(新)	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
講義	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
演	家族への支援の視点が必要な事例	4
習	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設	4
	サービス等)の活用に関する事例	-4
	合計	3 2

主任介護支援専門員研修 改正概要

現カリキュラム (H27年度まで) 新カリキュラム (H28年度から)

	研修課目	時間
	対人援助者監督指導(スーパービジョン)	6
	地域援助技術 (コミュニティソーシャルワーク)	3
	人事・経営管理に関する講義	3
講	主任介護支援専門員の役割と視点	5
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ターミナルケア	3
	人事・経営管理	3
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3
	対人援助者監督指導	1 2
演習	地域援助技術	3
	事例研究及び事例指導方法	18
	台計	6 4

	研修課目	時間
	主任介護支援専門員の役割と視点	5
講義	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
	地域援助技術	6
講義・演習	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現 (新)	6
	対人援助者監督指導	18
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	2 4
	슴計	7 0

- ※1 上記の表は、平成26年7月4日 介護保険最新情報Vol.383に掲載。
- ※2 再研修・更新研修(実務未経験者対象)については、実務研修のカリキュラムに 準じて行う

<実務研修の実習について>

概要

1. 目的

実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を 認識する。

2. 概要

・実習に当たっては、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス 担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの 実習を行う。

・ポイント

- ・介護支援専門員が行う、一連のマネジメントプロセスの中で利用者に対して(インテーク場面・アセスメント場面・ プランニング場面・サービス担当者会議場面・モニタリング場面・給付管理場面等)主任介護支援専門員と同席・見学等の実習。可能な限り一連のプロセス項目の準備場面から見学実施する。(3 日程度で連続しての実習でなくてもよい、実習の場面は同一の協力利用者でなくてもよい)
- ・主任介護支援専門員研修において、主任介護支援専門員研修受講者へのコーチング及び事例指導の部分でも実習指導者としての講義・演習を行う。
- ・実習場面では、主任介護支援専門員の研修を受講修了している人材に実習指導者として実践をすることを位 置づける。
- ・実習見学は、在宅でも施設でも良い。また、介護給付・予防給付等も含め多様な利用者の住環境に於いてケアマネジメントプロセスの見学を行う。

上記に加えて…

- ・実習受け入れ先の実習指導者については、主任介護支援専門員研修を修了している介 護支援専門員が望ましい
- ・利用者の実習協力依頼は、受け入れ先の指導者にて行う。

(国ガイドラインより)

§注意事項§

1、新カリキュラムの適用日について

研修の新カリキュラムの適用日については、以下のとおり。

・実務研修、再研修、更新研修(実務未経験者対象)適用日:平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から

・その他の研修 (専門研修 I 課程及びⅡ課程、主任介護支援専門員研修など) 適用日:平成28年4月1日から

2、指定居宅介護支援事業所の特定事業所加算について

- ・指定居宅介護支援事業所の特定事業所加算の要件のうち、「介護支援専門員実務研修における実習科目『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力又は協力体制を確保していること」という要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用される。
- ・「協力及び協力体制」については、研修において受入が行われていることに限らず、 受入が可能な体制が整っていることを指すため、事業所と研修実施機関との間で、 実習等の受入を行うことに同意していることを書面で整えておくと共に、適用日の 属する月の前月15日までに体制等状況一覧表を届け出る必要がある。

(現時点で特定事業所加算 I ~Ⅲを算定している事業所も、体制等状況一覧表の別紙 10-2 (特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所))及び協定書等の写しを提出していただく必要がありますので、ご留意願います。)

・上記の要件については<u>平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適用される要件</u>であることに留意すること。なお、適用日については、決定次 第県ホームページ等で周知する。



香料自粛のお願い



~その香りに困っている方がいます~

香水・整髪科・柔軟剤・洗剤・シャンスーなどに含まれる香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いします。

※「化学物質過敏症」をご存知ですか?

最初にある程度の量の化学物質にさらされるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間繰り返しさらされて、いったん過敏症になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状をきたすようになります。

建材をはじめ、家庭用品や化粧品などに含まれる化学物質に敏感に反応して、頭痛・めまい、気道や 皮膚の症状など様々な症状があらわれるといわれています。

ここに掲示施設名を入力して拡大印刷し、施設出入口付近に掲示してください。



清流ミナモ 「清流の国ぎふ」づくり シンボルマスコットキャラクター